

## 地下鉄における痴漢対策の実施状況について

痴漢は犯罪であるとの認識のもと、警察と密に連携し、発生防止に取り組むとともに、事案発生時には速やかに警察へ通報を行い、対応しています。

## 1 交通局における取組

- ・ 駅構内における死角を減らすため、更新時期に合わせて、防犯カメラの増設を進めるとともに、「防犯カメラ作動中」の貼り紙を掲出（令和5年1月末時点で、合計1,106台の防犯カメラを設置）
- ・ 駅係員が防犯カメラを適宜監視するとともに、駅構内を巡視
- ・ 令和4年度以降、烏丸線新型車両（9編成）の車内に、防犯カメラを順次設置（令和4年度は3編成に設置予定、うち1編成は1月22日に設置・運用開始済み）
- ・ お客様から相談を受けた場合、鉄道警察隊「レディース相談所」の相談窓口を紹介するとともに、警察と情報を共有

## 2 警察と連携した取組

- ・ 鉄道警察隊が春と秋の年2回実施している「痴漢犯罪等撲滅強化活動月間」及び1月から3月の受験シーズンにおいて、啓発ポスターの掲出や行先案内表示器のテロップ表示を利用した啓発、車内や駅構内での肉声による啓発放送などを実施
- ・ その他の時期においても、警察からの要請に応じて、「特別警戒中」と書かれた腕章やベストを着用した「見せる警備」を実施（1月から3月の受験シーズンにおいても実施）
- ・ 「防犯カメラ安心安全見守り中」と記載したプレートを、京都府警察と連名で駅構内に設置し、防犯カメラの「見える化」を推進（令和3年度及び4年度に10駅ずつ設置）

これに加え、警察において、以下の取組を実施されています。

- ・ 日常的に私服で警戒乗車
- ・ 具体的な被害の申告があった場合は、時間帯や列車を特定した警戒・捜査
- ・ 1月から3月の受験シーズンに、制服警察官による駅構内の巡回や警戒乗車を強化

## 3 今後の予定

交通局では、これまでから痴漢は犯罪であるとの認識のもと、痴漢等の犯罪防止に取り組んでいるところですが、犯罪防止対策には警察の協力が不可欠です。巡回や警戒乗車を実施している警察官の姿は、お客様に安心感を与え、犯罪行為の抑止効果も非常に大きいと考えています。

このため、交通局としても警察からの助言を頂きながら、巡回等による「見せる警備」の取組や、放送・ポスター・テロップによる啓発を継続して実施しています。

引き続き、警察と密に連携し、痴漢撲滅を目指してまいります。